

規則

と畜場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十一月十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第八十号

と畜場法施行細則の一部を改正する規則

と畜場法施行細則（平成十五年埼玉県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

別表北埼玉食肉センター事業協同組合の項を削る。

様式第一号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第二号中「あて先」を「宛先」に、「氏名」を「氏名」に改める。

様式第三号中「氏名」を「氏名」に改める。

様式第四号から様式第六号までの規定中「あて先」を「宛先」に、「氏名」

年 月 日生」を「氏名」に改める。

様式第七号（一）中「㊦」を削る。

様式第七号（二）中「㊦」を削り、同様式の注中「※印の欄」を「※の欄」に改める。

様式第八号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第九号（一）及び様式第九号（二）中「あて先」を「宛先」に、「氏名」

年 月 日生」を「氏名」に改める。

様式第十号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第十一号及び様式第十二号中「あて先」を「宛先」に、「氏名」
年

㊦ を「氏名」に改める。

年 月 日生」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。